オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書多数国間基金分担金

製造産業局
化学物質管理課オゾン層保護等推進室
03-3501-4724

令和３年度予算額 0.5億円（0.5億円）

事業の内容

事業目的・概要

- オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書多数国間基金とは、開発途上国（議定書第5条1適用国）におけるオゾン層保護対策の実施を支援するために設立された基金であり、開発途上国のオゾン層破壊物質からの転換等、モントリオール議定書に基づく削減スケジュールの遵守を支援することを目的としたものです。
- モントリオール議定書に関しては、平成28年10月、規制対象物質にオゾン層破壊物質の代替物質であるHFC（ハイドロフルオロカーボン：オゾン層は破壊しないが温室効果のあるガス）を追加する同議定書改正提案が締約国間で採択され、平成31年1月に発効しました。
- 我が国も締約国として応分の負担をし、オゾン層破壊物質等の転換等削減スケジュールの遵守に向けた国際協力に貢献します。

成果目標

- 同議定書の改正提案が平成28年10月の締約国会合において採択されたことを受け、モントリオール議定書多数国間基金に分担金を支出するとともに開発途上国への技術協力等を行うことにより、条約への参加及び条約上の必要な措置を履行します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 分担金 → オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書多数国基金

事業イメージ

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書多数国間基金

○開発途上国のHFC削減対策に向けた初期支援活動を順次実施予定。また、削減プロジェクトに係る資金供与基準の策定が基金執行委員会で行われている。

＜HFC削減計画概要＞
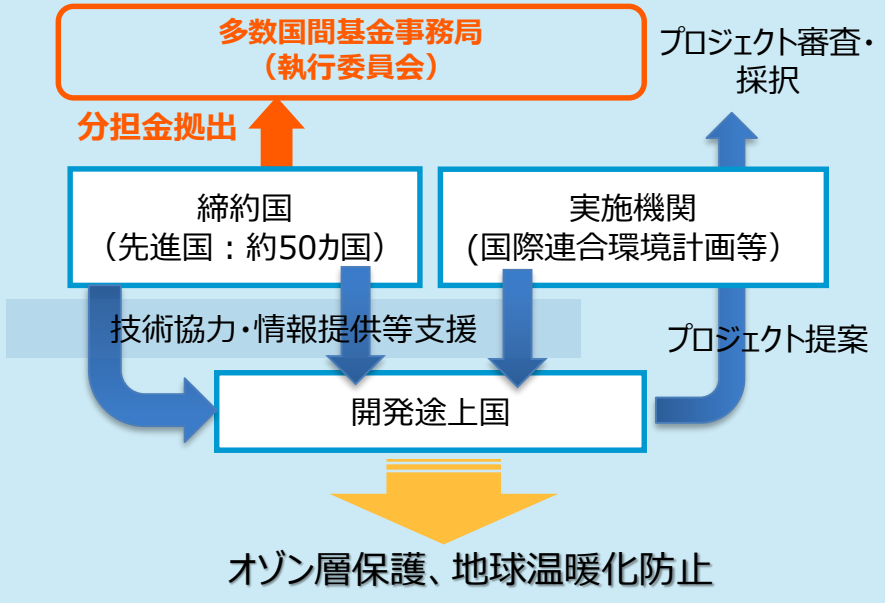
- 開発途上国におけるHFC削減に向けた法制度整備及び実施体制支援
- HFCを代替物質に転換するパイロットプロジェクトの実施支援
- 資金の活用方法等の議論及び審査